

京丹後市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書

令和 年 月 日

京丹後市長 様

所在地
事業者名

代表者名

⑨

「京丹後市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者募集要領」に基づき、京丹後市ふるさと納税の返礼品への登録を申請します。

なお、申請にあたっては、以下の要件をすべて満たしていることを誓約します。

- (1) 事業者又は返礼品の登録に関し、記載内容は全て事実と相違ないこと。
- (2) 要領に規定する事業者条件及び返礼品条件を全て満たしていること。
- (3) 要領3について、現場等への立ち入りや内容確認される場合があることについて同意すること。
- (4) 事業の実施において、「京丹後市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領」及び関連法令を遵守するとともに、各指定基準に適合しているか自主的に確認すること。また、総務省告示及び通達等の変更により返礼品の見直しが必要となった場合は、市からの指導に誠実に対応すること。
- (5) 登録を受けた返礼品の生産・製造について適正な品質管理を行い、寄附者に対して安全と信頼の確保に努めるとともに、問い合わせや苦情など寄せられた意見に対しても誠実に対応すること。
- (6) 返礼品提供事業者及びふるさと納税返礼品として適合しないと判断された場合及び申請資格に適合しないことが判明した場合は、京丹後市返礼品提供事業者又はふるさと納税返礼品の登録を取り消されても、一切の異議を申し立てないこと。
- (7) 返礼品の発送に関し、当該返礼品の品質、梱包、発送時期等に問題があったと認められ、市から再送の要請があった場合においては、原則として返礼品提供事業者の負担で再送すること。その他のクレームや意見の場合には、市、中間事業者と協議の上、誠実に対応すること。
- (8) 登録する返礼品の生産者・製造者以外が返礼品提供事業者となる場合には、返礼品として登録するものは、京丹後市ふるさと寄附金の返礼品とすることについて、当該返礼品の生産者・製造者の同意を得ていること。